

10.1.12 廃棄物等

(1) 予測及び評価の結果

①造成等の施工による一時的な影響

ア. 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・既設風力発電施設の造成地を最大限活用した造成計画を検討することにより、新たな土地の改変面積を最小限にとどめる。
- ・土地造成等に伴う発生土は、盛土及び敷き均しとして対象事業実施区域内で再利用することにより、残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・産業廃棄物については、可能な限り工事間で調整を行い、再利用を行うほか、再資源化等による有効利用を行う処理業者を選定することによって、最終処分量を低減する。
- ・大型資機材を可能な限り工場組立とし、現地での作業量を減らすことで、梱包材等の産業廃棄物の発生量を低減する。
- ・分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適切に処理する。

イ. 予測の結果

a. 予測の基本的な手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

b. 予測地域

対象事業実施区域とした。

c. 予測対象時期

産業廃棄物及び残土の発生する工事期間中とした。

d. 予測結果

工事に伴って発生する産業廃棄物としては、コンクリート塊、木くず（伐採木）、金属くず、紙くず等が挙げられる。これらの発生量、有効利用量及び処分量は、表 10. 1. 12-1のとおりである。

廃プラスチック類としては、既設風車ブレード等の撤去に伴い約480tの処分が発生する計画である。これらの廃プラスチック類については、熱回収対応処理を検討したものの、処理施設が秋田県内及び近県には無く長距離運搬による運搬車両からのCO₂排出が考えられたことから、CO₂排出量の比較検討を実施した。CO₂排出量の比較検討結果は表10. 1. 12-2に示すとおりであり、対象事業実施区域から最終処分場候補地まで秋田県秋田市で約60km、秋田県大仙市で約100km、関東の熱回収対応処理施設では600km以上の運搬となり、秋田市で1/10、大仙市で1/6のCO₂排出量を低減することができる。そのため、廃プラスチック類となる既設風車ブレード等については、CO₂排出量を低減する観点から秋田県内での処理を行うこととした。

表 10. 1. 12-1 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

種類	発生量 (t)	有効利用量 (t)	処分量 (t)	処理方法
コンクリート塊	約 15,440	約 15,440	約 0	中間処理施設(再利用)
木くず (伐採樹木)	約 0	約 0	約 0	—
廃プラスチック類	約 480	約 0	約 480	最終処分施設
金属くず	約 4,253	約 4,253	約 0	中間処理施設(再利用)
紙くず	約 0	約 0	約 0	—
アスファルト塊	約 485	約 485	約 0	中間処理施設(再利用)

表 10. 1. 12-2 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

搬出先	移動距離	CO ₂ 排出量
秋田市内	60km	3.09t- CO ₂
大仙市内	100km	5.16t- CO ₂
群馬県	600km	30.9t- CO ₂

出典等：CO₂ 排出量の概略計算は、公益社団法人全国通運連盟が運営するホームページにより実施した。

また、工事に伴って発生する土量及び処理方法は表10. 1. 12-3のとおりである。発生土は対象事業実施区域内で埋戻し及び盛土等に再利用するため、場外への搬出は行わない計画である。

表 10. 1. 12-3 工事に伴い発生する土量及び処理方法

工事種類		計画土量 (m ³)	処理方法
発生量 (切土、掘削等)	既設基礎撤去時掘削	18,000	原則として対象事業実施区域内にて盛土や既設掘削部の埋め戻し、敷き均し等に活用し、対象事業実施区域外への搬出は行わない。
	ヤード・管理用道路造成	15,000	
	風車基礎掘削	11,000	
新設工事 (盛土、埋め戻し)	既設基礎撤去後埋め戻し	22,000	
	ヤード・管理用道路造成	16,000	
	新設基礎掘削部埋め戻し	6,000	
残土量		0	

ウ. 評価の結果

a. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・ 既設風力発電施設の造成地を最大限活用した造成計画を検討することにより、新たな土地の改変面積を最小限にとどめる。
- ・ 土地造成等に伴う発生土は、盛土及び敷き均しとして対象事業実施区域内で再利用することにより、残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・ 産業廃棄物については、可能な限り工事間で調整を行い、再利用を行うほか、再資源化等による有効利用を行う処理業者を選定することによって、最終処分量を低減する。
- ・ 大型資機材を可能な限り工場組立とし、現地での作業量を減らすことで、梱包材等の産業廃棄物の発生量を低減する。
- ・ 分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適切に処理する。

上記の措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物量及び残土発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。